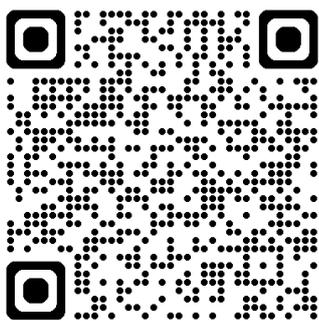
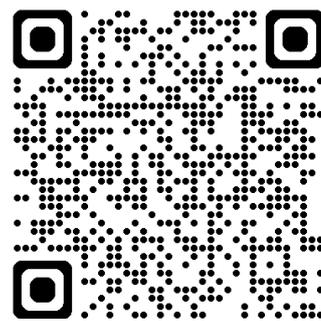


いじめ防止基本方針

～自他の幸せをつくりだす子の育成をめざして～



いじめ防止対策推進法【文部科学省 HP】



札幌市いじめの防止等のための
基本的な方針【札幌市 HP】

札幌市立米里小学校

令和8年度版 2026.04.01

I いじめ防止基本方針といじめの定義

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであり、絶対に許されない行為です。

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こりうるものであるという基本認識の下、国の「いじめ防止対策推進法（2013年施行）」、「いじめの防止等のための基本的な方針（2017年施行）」、「生徒指導提要（2022年改訂）」、及び本市「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針（2024年改訂）」の趣旨をふまえ、本校児童が安心して、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう学校づくりを実践するために、本方針を策定しました。

本方針の策定により、いじめ防止のための実効性のある組織を構築するとともに、いじめの問題について保護者、地域、関係機関との連携を深めながら、未然防止、早期発見、事案対応における適切な対応を目指します。

<「いじめ防止対策推進法」及び「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針（最終改訂令和6年4月）」より>

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる行為を含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

<具体的ないじめの態様>

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間外れ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

以上に加え、国の方針で示された重点事項には、以下の記述が記載されています。

- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
 - ① 被害者に対する心理的又は物理的影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(3か月が目安)継続している。
 - ② 被害者が心身の苦痛を受けていない。(本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する)
 という二つの要件が満たされていることを指す。
- 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことはいじめ防止対策推進法第23条第1項に違反し得ることから、教職員での情報共有を徹底する。
- いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。

2 いじめ防止等の対策のための組織と計画

いじめを防ぐため、また、いじめを早期に発見し解決に向けて適切に対応するために、本校にも「いじめ防止対策委員会」が設置されていますが、令和6年4月に本組織を改めて見直し、一層実効的な機能強化を図っていきます。

その前提として、校内の教職員が「迷惑と思われるかもしれない発言をしても、この組織なら大丈夫だ」と思える(=心理的安全性が高い)状態であることが大切です。そのうえで、児童や保護者に対して、いじめ防止対策委員会の存在及び活動が認識されるようにしていく必要があります。

1 米里小学校 いじめ防止対策委員会

＝学校全体の組織的な対応 (担任等、個人が抱え込まない)

<設置根拠>

いじめ防止対策推進法(第22条) …以下「同法」とする

<目的>

本委員会の責任者は学校長とし、本校のいじめ防止に係るすべての取組を学校長の監督の下、組織的に行うこととする。また、「米里小学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、未然防止、早期発見・早期対応、事後のケアなど、必要に応じて関係機関とも連携し、いじめ問題や個別事案に対していじめの認知及び解消を協議するとともに、具体的、実践的、実行的に対応を協議する。

<構成>

管理職(学校長、教頭)、主幹教諭、教務主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)、学びの支援コーディネーター、保健主事、各学年主任

※ その他、必要に応じて関係の学年・学級担任等の校内職員や、パートナー校、警察、児童相談所、家庭児童相談員、医師、弁護士、教育学者などの外部専門家等を加える。

※ 緊急時は管理職(学校長、教頭)、教務主任、当該学年主任、関係学級担任を最低限の参集メンバーとする。

※ 学校長が不在の時は教頭が決裁し迅速な対応を図る。管理職両名が不在の場合、学校長または教頭に報告し決裁を得る。

※ 緊急の場合、構成員全員が揃わなくとも管理職の判断で出席可能な構成員のみで会議を開催することができる。その際、協議記録を欠席者に供覧し意見を集約する。

<招 集>

学校長

<定期開催>

年間活動計画・反省、いじめアンケート等の集約結果、個別事案の進捗管理等を行う。

※ 月1回開催することとし、開催予定日を生徒指導年間計画(E表)に位置付ける。

<臨時開催>

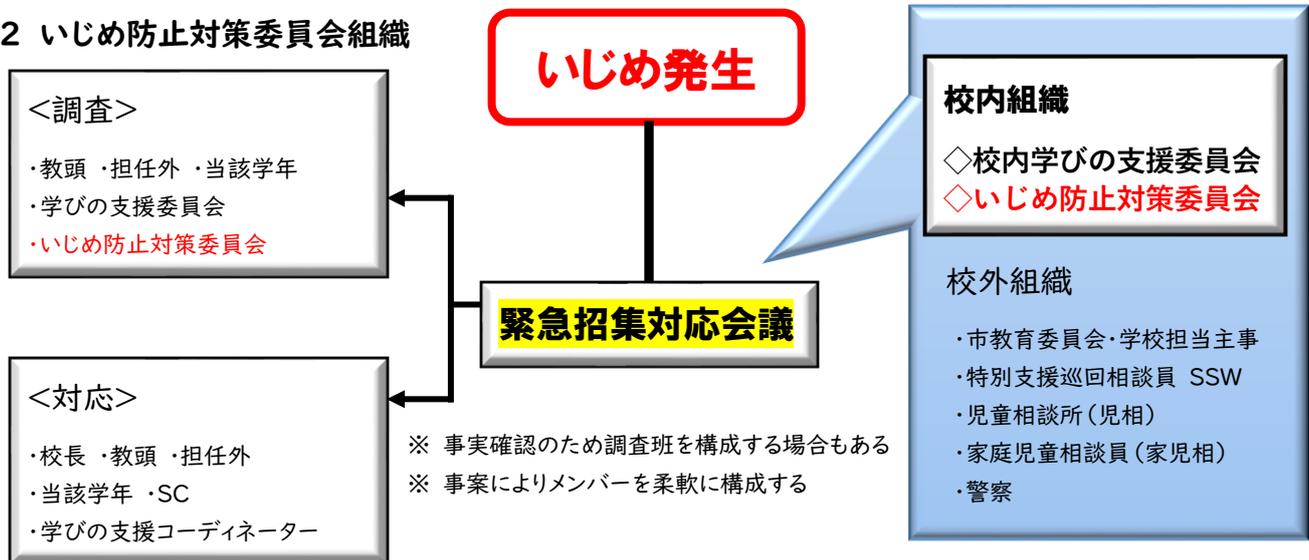
事案発生時に事実確認及び対応の方向性等を協議する。

<記 録>

教務主任または保健主事が作成し、校長が決裁する。

※ 定期開催と臨時開催の会議録は別々に記録する。

2 いじめ防止対策委員会組織



【校外組織】 主な関係機関と相談窓口

- 札幌市学びの支援総合センター …211-2007
- 札幌市教育センター教育相談室 …671-3210
- 札幌市児童相談所 …622-8630 または 189 (虐待対応ダイヤル)
- 子ども安心ホットライン (子ども虐待電話相談) …622-0010 (24時間)
- いじめ電話相談 (市教委・少年相談室) …0120-127-830 (フリーダイヤル 24時間)
- 全国統一の24時間子供SOSダイヤル …0120-0-78310 (フリーダイヤル 24時間)
- 体罰・性被害相談窓口 …272-6034 (10:15~16:45)
- 少年相談110番 (道警本部少年サポートセンター) …0120-677-110 (フリーダイヤル)
- 子どもアシストセンター …0120-66-3783 (子ども専用フリーダイヤル) 211-3783 (大人用)
- 子どもアシストセンター相談メール … assist@city.sapporo.jp
- 興正こども家庭支援センター …765-1000 (緊急時24時間対応)
- 羊ヶ丘児童家庭支援センター …854-2415 (9:00~18:00 YOU・勇・コール)
- 札幌南こども家庭支援センター …591-2200 (緊急時24時間対応)
- 札幌乳児院児童家庭支援センター …879-6264 (緊急時24時間対応)
- 子どもの人権110番 (札幌法務局) …0120-007-110 (フリーダイヤル 8:30~17:15)
- チャイルドラインほっかいどう …0120-99-7777 (フリーダイヤル 16:00~21:00)

3 いじめ防止に向けた取組の年間計画

※ いじめ防止対策委員会は月に1回開催し、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。

	4月	5月	6月	7月	8月
職員会議等	いじめ防止対策委員会 ・指針方針 ・指導計画等	いじめ防止対策委員会（月1回 定期開催）			
	学級の支援委員会 （児童共通理解）	学級の支援委員会 （指導計画立案）		学級の支援委員会 （いじめ対応に関する対応交流）	
防止対策	学級・学年経営案策定	学年遠足運動会	ふれあい活動 校外学習（修学旅行・宿泊学習）		
	学年学級の基盤を築く		かかわりの広がりと深化		
早期発見	児童生徒理解 【発達支持的生徒指導】		①児童（いじめ）アンケート	共有	
	課題予防的生徒指導 早期対応				

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	いじめ防止対策委員会（月1回 定期開催）				いじめ防止対策委員会 （来年度指針方針・指導計画策定）		
	学級の支援委員会 （前期情報交流・後期指導計画立案）		学級の支援委員会 （アンケート情報交流・対策検討）		学級の支援委員会 （指導結果交流）		
防止対策	いじめ根絶宣言		学習発表会			卒業式	
	学校研究推進…授業を通しての人間関係の構築・深化・充実						
早期発見	自分や友達の良さの気付き		自分・友達・集団の成長の確かめ				
	児童生徒理解 【発達支持的生徒指導】		②（市）いじめアンケート	共有	③児童（いじめ）アンケート	共有	
	課題予防的生徒指導 早期対応						

3 いじめ防止等の対応

いじめ防止に向けた取組において大切なのは、いじめの認知を積極的に行い、「いじめを見逃さない」という姿勢を教職員間で共有するとともに、「いじめを生まない」環境づくりを進め、児童一人一人がいじめをしない態度・能力を身に付けるようにすることです。「生徒指導提要（文科省 R4.12改訂

版)」にも記されている生徒指導の3つの構造「A:発達支持的生徒指導、B:課題予防的生徒指導、C:困難課題対応的生徒指導」は、いじめに関する生徒指導でも当てはまるもので、本校ではこの構造を押さえた取組を実施します。これにより、同法第8条において規定される、「学校及び学校の教職員は、A:いじめの未然防止 B:早期発見 B:適切かつ迅速な対処 を行う」という責務を果たしていきます。

<いじめの未然防止>=発達支持的生徒指導

① いじめ防止対策推進法による、いじめの未然防止規定

いじめ防止対策推進法では、第4条で「児童等はいじめを行ってはならない」と規定。

また、関連して同法第3条2項では「いじめ防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため」に、児童等の理解を深め、いじめ防止対策を進めることを規定。

② 人権教育・道徳教育の充実

人権教育を充実させ、いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童が理解できるようにする。また、道徳の学習を通して他者への思いやりやいじめに対する理解を深め、「命はかけがえのないものであるという」人間性を育む。

③ 学級経営の充実

担任は、子ども個々の自己有用感を高める関わりを行い、居心地がよく、居場所がある学級づくりを行う。そうすることで、違いや多様性を認め合う風土のもと、思いやりのある人間関係を育むとともに、目的意識、役割意識、仲間意識を向上させ、一人一人の子どもが所属感や連帯感をもつことができるようにする。

④ 情報モラル教育の推進

危険を回避するだけでなく、他者意識を高める情報モラル教育を推進する。

⑤ 「いじめ問題」に対する重大性の理解

校長や教頭、担任外、担任は、全校朝会や、学年学級での指導等の際に、子ども一人一人がいじめの問題について自分事として捉え、取り組むことができるようわかりやすい言葉で子どもに伝える。これらの機会等で「いじめは絶対に許さない」と大人がメッセージを送ることにより、「いじめない」「いじめられた時誰かに相談したり、いじめに気付いた時に大人に知らせたりする」ことの大切さに子どもが気付き、持続的に遵守できるようにする。

⑥ 進学・進級時の引継ぎ

いじめの問題に関する指導記録や「悩みやいじめに関するアンケート」は進学・進級時に確実に引き継ぐ。(個人情報に配慮しつつ情報提供)

<いじめの早期発見>=課題予防的生徒指導

① 「いじめアンケート」計3回(本校独自記名…年2回、市教委調査分…年1回実施)

目的…いつでも誰にでも起こりうる「いじめ」の実態を把握するとともに、児童の不安や悩みについて常に相談できる環境づくりを行う。また、調査における児童からの情報提供などを踏まえ、いじめを許さない風土を維持し、強化を図る。

利用…「いじめがある」「いじめに悩んでいる人がいる」「現在困っていたり、悩んでいたりとすることがある」等の回答をした生徒については、ただちに教育相談を実施し、生徒の心に寄り添う対応をする。調査結果については、全体で共有し対処に活用する。

② 「教育相談週間」の実施（「いじめアンケート」実施後の7月・11月・2月）

目的…児童が「安心して生活できる」ために、担任を中心とした教育相談を行う。いじめ等の人間関係や学習と生活についての悩みを聴き、不安を解消する機会として活用する。

※ 日常生活の中での相談活動が基本であるが、この週間を設定することで、時間をとって「全ての児童」と面談することが重要である。

③ SCやSSW、相談支援パートナー、学びのサポーターとの連携

目的…本人および保護者へ教育相談を実施し、いじめの状況等の確認を含め、継続的に心のケアに努める。本人の状況や困り感を見取り、専門的なアドバイスを得ながら学校全体で共通理解を図り対応する。

<適切かつ迅速な対応～いじめ事案発生時>＝課題予防的生徒指導

① いじめ（疑い）事案の発生

- ・ 事実関係（概要）の把握、被害生徒・加害生徒の特定…当該担任・当該学年が主体。
→「いじめられた生徒の安全・安心確保が最優先」。守り抜く姿勢で。

② 生徒指導部・管理職への報告・対応の相談

- ・ 事実関係（概要）の報告、対応の相談。（状況の共有と指導の方向性を決定）

③ いじめ防止対策委員会の開催

- ・ 事実関係の認定、いじめの認知、解決に向けた対応の提案・協議。（状況の共有と指導の方向性を明確にする）
- ・ いじめられた生徒の安全・安心の確保。
- ・ 市教委や警察等、関係機関との連携や保護者への連絡体制の確認。
- ・ 緊急性が高い、若しくは重大事態の可能性のある事案の、市教委や警察等への即自報告体制構築。

④ 保護者（加害・被害）への連絡および対応についての相談・協議

- ・ 確認した事実を双方に明らかにするとともに、被害児童の早期救済と再発防止を図る。

⑤ 再発防止に向け、周辺生徒に関わる指導（学年集会等を利用して、全体に指導の浸透を図る）

- ・ いじめは他人事ではないという考え方のもと、一人一人に思考を促し、いじめ防止の取組に対して子どもが主体的に関わることができるようにする。

⑥ 関係児童への事後のケア、および見守りの継続

- ・ 対応後、適切な時期に被害・加害双方の児童・保護者とその後の状況について継続的に確認する。被害児童への見守りを継続しつつ、加害児童に対しては、被害児童と保護者に配慮しながら成長支援の視点を軸に指導を継続する。
- ・ すべての児童に安心、安全を提供する学校づくりの再構築を図る。

⑦ 対応終了から3か月を経過した案件について、いじめが解消しているかを被害児童とその保護者に面談等で確認し、いじめ防止対策委員会で判断する。

【いじめ解消の二条件】

- (1) いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月間）
- (2) 被害児童生徒が心身に苦痛を感じていないこと

「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」（令和6年）

4 重大事態への対応

～重大事態に発展させない、困難課題対応的生徒指導～

以下のようなケースが判明した場合は、できるだけ早い段階からSCやSSWを交えた「いじめ防止対策委員会」において丁寧なアセスメント、詳細な事実確認を行い、それらに基づいていじめの解消に向けた計画を立てて、組織的に実行していく。また、双方の保護者とも連携し、被害児童の安全・安心を回復するための支援と心のケアを第一にしつつ、加害児童への成長支援も視野に入れた指導や、関係者間に必要となる信頼の修復、当該学級の立て直し等を目指す。

- ・ 周りから仲が良いとみられるグループ内でのいじめ
 - ・ 閉鎖的な部活動内でのいじめ
 - ・ 被害と加害が錯綜しているいじめ
 - ・ 教職員等が、被害児童側にも問題があるとみてしまうケース
 - ・ いじめの起きた学級が学級崩壊的状况にある
 - ・ いじめが集団化し孤立状態にあるケース
 - ・ 学校として特に配慮が必要な児童が関わるケース
 - ・ 学校と関係する児童の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース
- 「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」(令和6年)

1 重大事態とは

- ① 児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - ・ 児童が自殺を企図した。
 - ・ 身体に重大な障害を負った。
 - ・ 金品等に重大な被害を被った。
 - ・ 精神性の疾患を発症した。
- ② いじめにより児童等が相当の期間(30日)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - ・ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2 発生時の対応

- ① 重大事態が発生した旨を札幌市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 当該事案に対処するための組織を設置し、いじめられた児童からの聞き取りをはじめ、質問紙調査の使用やその他適切な方法により、児童の心情に配慮しつつ事実関係を明確にするための調査を行う。(因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する)
- ③ いじめを受けた児童・保護者に対して、調査結果に基づき、事実関係その他必要な情報を速やかに提供する。
- ④ 被害・加害児童保護者双方と共に、再発を厳に防止する等、関係修復や今後に向けた確認等を丁寧に進めていく。

5 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために
～発達支持的生徒指導、課題予防的生徒指導の充実～

1 児童の日常活動(他者の存在を意識し、互いに支え合うことよき・素晴らしさを実感させる)

① 学級活動や全校での行事を通して「自己存在感・自己有用感・自己肯定感」を育む

- ・ 授業をはじめ、学校生活のあらゆる場面において他者と関わる機会を設け、場面や指導を工夫することで、それぞれの違い(多様性)を認め合う学校づくりを目指す。
- ・ 行事等を通して、学力以外の観点からも児童が興味を抱くこと、夢中になれることを模索・提供し、どの子も学校に居場所を見付け、自分らしさを発揮できるようにする。

② 委員会やクラブ活動の充実

- ・ 代表委員を中心に児童主体のいじめ防止活動に取り組む。
- ・ ふれあい交流やクラブ活動といった「異年齢交流」を通して、子ども一人一人の自己肯定感を育み、「どうせ自分なんて」「～してもしょうがない」等のネガティブな思考を防ぐ。

2 人権教育と道徳教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童が理解し、人の痛みを思いやることができるように、担任に限らず全教職員誰もが指導できる体制を進める。また、道徳の授業で実際の事例や教材について児童同士で検討し、ロールプレイなどを取り入れながら主体的・体験的な学びを推進する。

6 学校の取組の評価について

いじめ防止等の取組について学校評価の項目に位置付け、成果を検証し、常に取組の改善を図る。

<学校評価に位置付ける項目>

- いじめが起きにくい、許さない環境づくり
- 早期発見、事案対処マニュアルの実行
- 定期的、必要に応じたアンケートの実施
- いじめに係る生徒の個別面談、保護者面談の実施
- いじめに関する校内研修の実施

7 警察と連携した「いじめ問題」への対応について

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとることが必要である。

「同法 第23条」

警察と連携した「いじめ問題」への対応

札幌市教育委員会 令和5年(2023年)4月

学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際の対応について、お知らせします。各学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先とするために、関係法令に基づいて、**直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。**

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

[参考]いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

□ 教育委員会または学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
暴行 (刑法第208条)	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。
傷害 (刑法第204条)	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
強制わいせつ (刑法第176条)	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐喝 (刑法第249条)	○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃盗 (刑法第235条)	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第261号)	○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。
強要 (刑法第223条)	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅迫 (刑法第222条)	○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
名誉毀損、侮辱 (刑法第230条) (刑法第231条)	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

該当し得る犯罪	具体例
自殺関与 (刑法第 202 条)	○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条)	○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)	○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

□ 学校での被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童生徒に必要な支援や指導を行います。

被害児童生徒への支援	加害児童生徒への指導・支援
○被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、児童生徒に寄り添える体制を構築します。 ○スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。 ○児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。	○いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。 ○特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。

□ 家庭との連携について

- 学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明します。
- 特に、SNSやオンラインゲーム等のインターネット上でいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。

□ 札幌市立米里小学校のいじめ問題に関する相談窓口は、いじめ防止対策組織担当者、または教頭です。また、担当者の他、ホームルーム担任や相談しやすい教職員にも、遠慮せずご相談ください。

□ 学校は、いじめに関する相談は、全て「いじめ防止対策委員会」で情報共有し、速やかに対応します。

連絡先011-874-8661(学校代表電話)

いじめの防止等の取組に関するセルフチェックシート(教職員用)

項目	<input checked="" type="checkbox"/>	取組
法	<input type="checkbox"/>	「いじめの定義」を理解している。
法	<input type="checkbox"/>	児童生徒及び保護者に「いじめの定義」を説明している。
法・方針	<input type="checkbox"/>	「いじめ防止対策推進法」及び「学校いじめ防止基本方針」を把握し、児童生徒及び保護者に確実に説明できる。
法・方針	<input type="checkbox"/>	「学校いじめ防止基本方針」を児童生徒に説明している。
対策組織	<input type="checkbox"/>	「学校いじめ対策組織」の役割と構成員を把握している。
対策組織	<input type="checkbox"/>	いじめに係る記録を作成している。
未然防止	<input type="checkbox"/>	児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論する等の「いじめの未然防止」に資する活動を行っている。
未然防止	<input type="checkbox"/>	「いじめの未然防止」について、保護者・地域と連携した活動を行っている。
未然防止	<input type="checkbox"/>	いじめは絶対に許されないという学級・学年・学校の雰囲気醸成している。
未然防止	<input type="checkbox"/>	傍観者にならずに、教職員に相談しやすい雰囲気や体制を整えている。
早期発見	<input type="checkbox"/>	いじめを早期に発見できるように日常からの声掛けを大切にしている。
早期発見	<input type="checkbox"/>	「いじめの早期発見」に繋がる活動を行っている。
早期発見	<input type="checkbox"/>	「いじめの早期発見」のために、養護教諭・SCと連携している。
早期発見	<input type="checkbox"/>	アンケート等でいじめがないと回答している児童生徒に対しても、個別面談の際には、いじめに繋がる悩みや困り等がないかの把握に努めている。
早期発見	<input type="checkbox"/>	不登校の要因に、いじめの疑いがないか児童生徒及び保護者に確認し、「学校いじめ対策組織」に報告している。
早期発見	<input type="checkbox"/>	「いじめの認知」は、自分で判断せずに「学校いじめ対策組織」において行っている。
早期発見	<input type="checkbox"/>	児童生徒の些細な変化等について、複数の教職員で情報を共有している。
対処	<input type="checkbox"/>	「学校いじめ対策組織」で検討した「いじめへの対処」について、被害・加害双方の保護者と連携して取り組み、その結果を組織で共有している。
対処	<input type="checkbox"/>	いじめの疑いについては、学校の内外を問わず(ネット上も含む)、組織として対応している。
対処	<input type="checkbox"/>	「いじめの解消」の判断は、自分で判断せずに「学校いじめ対策組織」において行っている。
対処	<input type="checkbox"/>	いじめが解消に至るまで、「学校いじめ対策組織」で策定した支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを実行している。
対処	<input type="checkbox"/>	「いじめの解消」については、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認している。
引継ぎ	<input type="checkbox"/>	いじめに係る情報については、進級・進学時に確実に引き継いでいる。
引継ぎ	<input type="checkbox"/>	引き継がれたいじめに係る情報を一人一人把握し、個々の児童生徒に対応している。
研修	<input type="checkbox"/>	いじめの問題についての研修等に積極的に参加している。
研修	<input type="checkbox"/>	「いじめの重大事態」について研修等で学び理解している。

かけがえのない子どもたちのために

自分を大切に思える子どもに

- ・自分が好きで、自分を大切に思える子どもは、困難な出来事があっても、自分のことを信じ、前向きに取り組むことができます。
- ・自分を大切に思う気持ちは、自分を丸ごと受け止めてくれる人間関係の中、他者との関わり合いをとおして、自分のよさや持ち味を認められることで育まれていきます。



子どもと話をする機会を増やしましょう

- ・札幌市教育委員会が行った調査では、「自分のよさや持ち味を出しているか」という問いに、小・中・高校生の約6割が「出している」と答えています。そして、「自分のよさや持ち味を出している」と考えている子どもほど、「家の人と積極的に会話している」割合が高いという調査結果があります。
- ・一緒に暮らす家族それぞれが時間をつくり、食事の時間や就寝前などに、学校や友人、家庭や将来のことなどについて話をしましょう。



子どもからのサイン

- ・子どもは誰もが、いじめる側やいじめられる側になる可能性があり、直接いじめていなくても、いじめをはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることで、いじめに関わり、いじめを助長することになります。子どものサインに敏感になり、変化を見逃さないようにしましょう。

〈いじめの構造〉

いじめられて
いる子

いじめて
いる子

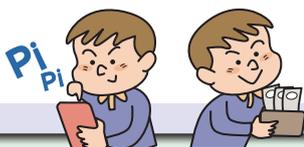
はやし立てる子・見て見ぬふりする子



いじめている子どものサイン

生活や持ち物の様子

- 買い与えていないものを持っていたり、こづかい以上のお金を使っている様子がある。
- 言うことを聞かなくなる。言葉遣いが荒くなったり、反抗的な態度をとるようになる。
- 部屋に入られることを極端に嫌がるようになる。



いじめられている子どものサイン

※いじめ以外の原因で同様のサインが見られることもあります。

生活の様子

- 食欲が落ち、寝つきが悪くなる。
- 怒りっぽくなり、笑顔が少なくなる。
- 会話が減り、学校や友人の話題を避けるようになる。
- 朝になると身体の不調を訴え、登校を渋るようになる。
- 「自分はダメだ」など否定的な言葉が多くなる。
- 妙ににこにこしたり、気を遣いすぎるようになる。
- 死や非現実的なことに興味や関心をもつようになる。

友人関係の様子

- 友人と遊びに出かける回数が減る。親しかった友人が遊びに来なくなる。
- 友人からの電話に出たからなくなる。
- 携帯電話やスマートフォンを使う時間が急に長くなったり、隠れて使ったりするようになる。
- 友人への不平や不満を口にするが多くなる。
- 転校したい、学級をかわりたい、部活をやめたいなど言い出す。

身体や持ち物

- 理由のはっきりしない衣服の汚れや破れ、擦り傷やあざなどがある。
- 持ち物や勉強道具がなくなったり、落書きをされたりしている。
- カッターナイフなどの刃物をカバンやポケットに入れている。
- 必要以上にこづかいを要求したり、家庭から品物やお金を持ち出したりするようになる。



いじめへの対応

- ・子どもがいじめに関わっていることを知ったら、子どもの気持ちを受け止め、じっくり話を聴くとともに、直ちに学校などへ相談しましょう。

いじめられている子どもへ

○いじめを行った気持ちや言い分を十分に聴きましょう。

- ・「正直に話してくれてよかった」と伝え、一方的に責めない。
- ・「どうしていじめてしまったのか」、「自分のしたことをどう思っているか」を問いかける。
- ・いじめた行為は否定するが、本人の人間性は否定しない。



○いじめを認めない強い意志を示し、いじめをやめさせましょう。

- ・いじめは「人間として絶対に許されないもの」であることを伝え、どう謝り責任を取ればよいか、一緒に考える。

いじめられている子どもへ

○親として子どもが安心できるメッセージを伝えましょう。



○子どもの心と体を守ることを第一に考えましょう。

- ・いじめの内容に関して、子どもが話そうとしないときには無理に聴き出さない。
- ・「あなたにも悪いところがある」など、本人に原因があるようなことは言わない。
- ・「いじめに負けるな」、「強くなればいい」など、いじめに立ち向かわせない。
- ・必要に応じて学校を休ませ、「睡眠と食事を十分とる」、「好きなことをする」など、心身のダメージの回復を図る。
- ・子どもの希望に応じて、「登下校の送迎をする」、「外出する際は付き添う」など、具体的な行動で子どもを守る。

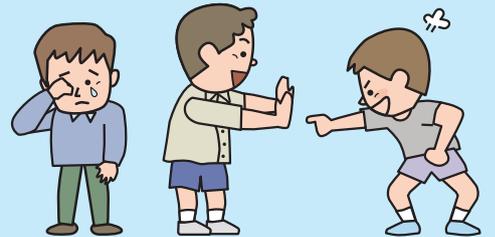
はやし立てている子どもや見て見ぬふりをしている子どもへ

○いじめをはやし立てたり、見て見ぬふりをしてしまった理由を十分に聴き、その気持ちを受け止めましょう。

- ・「自分のしたことをどう思っているか」を問いかける。

・いじめをはやし立てたり、見て見ぬふりをするのは、いじめと同じであることを伝える。

- ・「いじめられている子のためにできることはないか」、「先生や友人に相談していじめを止められないか」など、一緒に考える。



専門機関の活用

【札幌市の相談窓口案内】

- ・学校に相談しにくいことや、専門的な意見を聴きたいときには、下記の相談機関を利用しましょう。

◇札幌市教育センター教育相談室 …………… Tel.671-3210

◇札幌市子どもアシストセンター相談専用電話 Tel.211-3783

~~◇全国統一の教育相談ダイヤル …………… Tel.0570-078-310~~

【フリーダイヤルの窓口】

◇いじめ電話相談（札幌市教育委員会）…………… Tel.0120-127-830

◇少年相談110番（道警本部）…………… Tel.0120-677-110

◇子どもの人権110番（札幌法務局）…………… Tel.0120-007-110

【24時間対応している窓口】

◇興正こども家庭支援センター（相談電話）Tel.765-1000

◇羊ヶ丘児童家庭支援センター（YOU・勇・コール）Tel.854-2415

【メールで相談できる窓口】

◇札幌市子どもアシストセンター相談メール
assist@city.sapporo.jp



命の危険を感じたら

○子どもが死をほめめかしたり、自分の身体を傷つけたりしていることに気付いたときは、直ちに次のような対応をしましょう。

- ・子どもの気持ちに寄り添い、「死にたいくらい辛いことがあるんだね」、「とてもあなたのことが心配だわ」などと伝え、子どもを頭ごなしに否定しない。

・当面、命の危険がない場合は、子どもの気持ちを尊重しながら、学校や相談機関との連携を図る。

・子どもを一人にしないなど、命の安全を確保するとともに、他者へ適切な援助を求める。

・命を落としてしまう危険が高い場合は、迷わず医療機関に相談し、場合によっては、警察や救急車を呼ぶ。

子どもたちの豊かな育ちのために

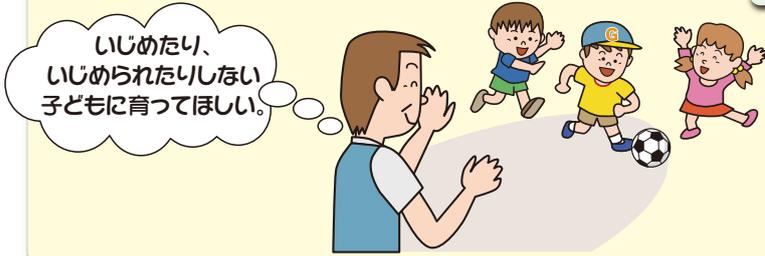
～子どもの「自己肯定感」を高める大人の関わり～

「自己肯定感」の高い子どもは

- 「自己肯定感」とは、欠点や短所も含め、自分が好きで、自分を大切に思える気持ちのことです。
- 自己肯定感の高い子どもは、困難な出来事があっても、自分のことを信じ、前向きに取り組むことができます。また、自分を大切にすることは他者を大切にすることにもつながります。
- 自己肯定感とは、自分のすべてを受け止めてくれる人との関わりの中で、自分の役割を果たすことなどをおし、よさや持ち味を認められることで育まれていきます。

子どものありのままを認めることから

- 自己肯定感の育ちは、幼少期の生活や教育環境に、大きく左右されると言われます。
- 子どものありのままを認め、子どもを大切に思っている親の気持ちを伝えたり、スキンシップをとったりして、子どもが安心できるようにしましょう。
- 何かに取り組んだ成果だけではなく、「あなたがいてくれてうれしい」と、子どもの存在そのものが大切であることを伝えましょう。



「自己肯定感」を高めるには

①子どもの話をしっかり聴きましょう

子どもの話をしっかり聴き、子どもが自分を大切にされていると実感できるようにしましょう。

【話を聴く時のポイント】

- 言葉にうなずいたり、感想を伝えたり、興味のあるところを質問したりする。
- 話が途切れても、急がせたりせず、じっと待つ。
- 話の途中で意見を言ったり、要約したりしない。
- 新聞やスマートフォンを見たり、家事をしたりしながら聴かない。

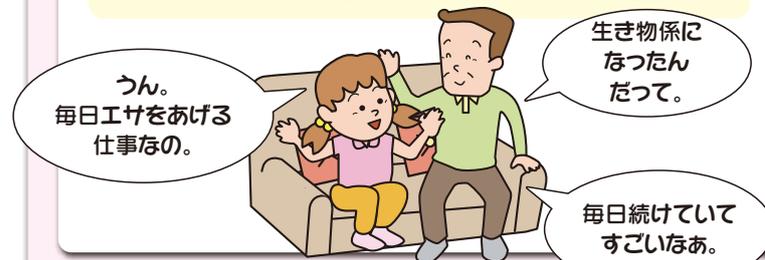


②子どもを本気でほめましょう

子どもの得意なものや熱中していることをほめ、子どもが自信をもてるようにしましょう。

【ほめる時のポイント】

- 子どもが一生涯懸命に取り組んでいることを見つける。
- 学習に限らず、遊びや趣味などの取組も認める。
- タイミングを逃さず、その場で具体的にほめる。
- 小さなことやわずかな変化も見逃さずにほめる。
- 取組に失敗しても、挑戦したことを認める。



【ほめるためのきっかけづくり】

- ・食器の片付けや玄関の靴の整頓など簡単な仕事を頼み、手伝った時にありがとうと伝える。
- ・ゲームで遊ぶ時間やテレビを見る時間などのルールを決め、約束を守れた時にほめる。
- ・家庭学習の時間など、子ども自身が立てた目標に対し、その努力の継続や目標の達成をほめる。

③子どもの問題に向き合しましょう

間違いや失敗をした時に子どもを支え、子どもが自ら問題を乗り越えることで、自信を回復することができるようにしましょう。

【話し合いのポイント】

- 何がいけなかったのか話し合い、子どもが理解できるようにする。
- 「していいこと」と「してはいけないこと」のけじめをはっきりさせる。
- 叱ったり諭したりする時は子どもの目をしっかりと見て、気持ちを率直に伝える。
- これからどうしていくか、具体的な内容を子どもと確かめる。



【気を付けたいマイナスの表現】

- ・「あなたってダメな子ね」などの人間性を否定する言葉
- ・「どうしてそんなことをしたの？」などの答えづらい質問
- ・「何回目だと思っているの？」などの過去を持ち出す言い方

④子どもとともに思春期を乗り越えましょう

思春期は自己肯定感が揺らぐ不安定な時期ですが、子どもが自分で判断したり、責任をもって行動したりすることで、自己を高めるよい機会になります。子どもの判断を尊重しながらも、大人としての考えを伝え、成長を見守るようにしましょう。

【関わりのポイント】

- 子どもに明確なルールを示し、その中で自由にできるようにする。
- 本人の自己決定の機会を多くし、自分で責任を取る意識を高める。
- 間違った要求に対しては、対立を恐れず、毅然とした態度で接する。
- 学校と連絡を取り合い、同じ姿勢で関わるようにする。



札幌市全体で子どもを育てる

札幌市には「子どもの最善の利益を実現するための権利条例」があります。条例では子どもにとって大切な権利を4つにまとめて示しています。

- 1 安心して生きる権利
- 2 自分らしく生きる権利
- 3 豊かに育つ権利
- 4 参加する権利



これらの権利を保障することにより、子どもは安心して生活する中で、自分らしさを発揮し、自信をもって豊かに育つことができます。

そのためには、大人が子どもの権利を尊重し、家庭や地域・学校において子どもの考えや意見を認め、生かすことが大切になってきます。

条例の趣旨を生かし、地域ぐるみで自己肯定感の高い子どもを育てましょう。



子育てで悩んだ時の相談窓口

子育てで迷ったり、悩んだりした時などには、下記の相談機関が利用できます。

- ◇札幌市教育センター教育相談室 Tel.671-3210
- ◇札幌市児童相談所 Tel.622-8630
- ◇札幌市子どもアシストセンター相談専用電話 Tel.211-3783
- ~~◇全国統一の教育相談ダイヤル Tel.0570-078-310~~
- ◇興正こども家庭支援センター（相談電話）Tel.765-1000
- ◇羊ヶ丘児童家庭支援センター（YOU・勇・コール）Tel.854-2415
- ◇札幌南こども家庭支援センター Tel.591-2200
- ◇札幌乳児院児童家庭支援センター Tel.879-6264

【フリーダイヤルの窓口】

- ◇少年相談室（札幌市教育委員会） Tel.0120-127-830

【メールで相談できる窓口】

- ◇札幌市子どもアシストセンター相談メール
assist@city.sapporo.jp

